

保護者の皆さまへ 令和 8 年度 4 月入所申し込みにあたってのお願い

①「保育の必要性を証明する書類」は、下記の該当する書類を提出してください。

（児童の父母分が必要です）※きょうだい児の現況届で提出している場合は不要です。

※『就労証明書』のみを添付しましたが、その他の申請書類が必要な場合は、子ども課子ども支援班へお申し出ください。申請書類様式は、町ホームページからダウンロードできます。

保育の必要性	該当する書類
就労または育児休業から復職予定	『就労証明書』
求職活動	『求職活動申出書』
起業準備	『起業準備状況申告書』
妊娠・出産	『母子健康手帳の氏名欄（表紙）・出産予定日が確認できるページの写し』
同居親族の介護・看護	『介護・看護状況申告書』及び 『介護・看護を必要とする理由や期間が記載されているもの（医師の診断書など）』 『障害者手帳または介護保険被保険者証の写し』
就学	『在学証明書の写し』『カリキュラム等の写し』
疾病・負傷・障がい	『医師の診断書（保育を必要とする理由や期間が記載されているもの）』 『障害者手帳の写し（氏名及び障がいの程度が確認できるページ）』
その他	下記担当までご相談ください

②「求職活動や起業準備」で申し込みされた方へ

就労先等が決定した際は速やかに『就労証明書』を提出してください。認定期間は認定開始日から最長 90 日間です。

③「育児休業から復職予定」で申し込みされた方へ

令和 8 年 5 月末までに復職をお願いします。

④利用時間について

「保育の必要性」に応じて、利用できる時間が決まります。

保育必要量	保育の必要性	利用時間
8 時間保育 （保育短時間）	父母のどちらかが月 64～120 時間未満 の就労、求職活動、育児休業	8：30～16：30
11 時間保育 （保育標準時間）	父母ともに月 120 時間以上勤務、 妊娠・出産、疾病、介護、就学など	【ばんげ保育所・えくぼ遊育園】 7：00～18：00 【もみの木保育園・ばんびはうす】 7：30～18：30

※詳細は町ホームページで確認か、下記までお問い合わせください。

⑤その他

○期間内に全ての書類を提出されない場合、入所（園）の優先順位が下がります。

○申し込み内容に不正があった場合、保育施設の利用はできません。

○申し込み状況によっては、第 1 希望以外の施設をご案内する場合があります。

○希望施設が少ないからといって、優先順位が上がることはありません。入所の調整がつかなかった場合は入所保留となります。

○入所の決定通知は、令和 8 年 1 月末までに発送予定です。入所（園）できない場合も通知します。

○入所が決定した場合、入所後 1～2 週間程「慣らし保育」を行います。

※「慣らし保育」とは、お子さんが新しい環境に慣れるために、通常の保育時間より短い時間で保育を行う期間のことです。